

# ひみ特割でんき

低 圧 供 給 約 款  
( 料 金 表 )

2023年5月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社

# I 本 則

## 1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のひみ特割でんき（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、ひみ特割でんきといたします。

## 2 適用範囲

当社が定める低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）により電気の供給を受けるお客さまが、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

## 3 契約の申込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は、あらかじめこの料金表を承認のうえ、申込みをしていただきます。

## 4 契約の成立

この料金表による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

## 5 料金適用開始の日

6（料金）は、原則として、4（契約の成立）の契約が成立した日以降に使用される電気にかかる料金から適用いたします。

## 6 料 金

各月の料金は、料金表によって算定された料金から(1)に定める、ひみ特割でんき割引額を差し引いたものとしたします。

(1) ひみ特割でんき割引額は、1月につき、次によって算定された金額といたします。

ひみ特割でんき割引額 = (2)の割引対象額 × (3)の割引率

(2) 割引対象額は、原則として、料金表によって算定された料金から低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額といたします。なお、割引対象額の算定における燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

(3) 割引率は、2.0パーセントといたします。

## 7 契約の廃止

(1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) この料金表による契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ お客さまが、料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

## 8 そ の 他

その他の事項については、要綱および料金表にかかわる規定を準用するものといたします。

## 附 則

### この料金表の実施期日

この料金表は、2023年5月1日から実施いたします。